

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成18年4月17日

長野県諏訪地方事務所長 八重田 修

- 1 許可番号 平成18年1月20日
長野県諏訪地方事務所指令17諏地建第17-4号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
岡谷市字西山1571-22、1573、1574、1575、1576、1723-ウ、1723-18、字長原1571-25、1573-4、字吉原1710-2、1711-2、1712、1713、1714
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
岡谷市幸町8-1 岡谷市長 林 新一郎

建築まちづくりチーム

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成18年4月17日

長野県松本地方事務所長 田野尻 正

- 1 (1) 許可番号 平成17年12月14日
長野県松本地方事務所指令17松地建第33-11号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
塩尻市大門二番町226-1、230-1、230-3
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
塩尻市大字広丘堅石2145番地318
有限会社カタギリ開発 代表取締役 片 桐 素 秀
- 2 (1) 許可番号 平成18年3月13日
長野県指令17建第3-18号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
塩尻市大字宗賀字床尾1798-3番地
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
塩尻市大字宗賀字床尾2019 荻 上 充

建築まちづくりチーム

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成18年4月17日

長野県長野地方事務所長 堀 内 清 司

- 1 許可番号 平成17年12月2日
長野県長野地方事務所指令17長地建第11-9号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
須坂市大字須坂字西組沖2003-6、2003-7、2003-10、2033-3
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
長野市大字村山348-1
株式会社北條組 代表取締役 北 條 高 己

建築まちづくりチーム

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年4月17日

長野県上田建設事務所長 丸 山 文 哉

- 1 入札に付する事項
 - (1) 業務名
平成18年度県単砂防管理事業に伴う土砂災害監視施設保守点検業務委託
 - (2) 業務の概要
入札説明書のとおりです。
 - (3) 履行期間
契約の日から平成19年3月26日まで
 - (4) 履行場所
長野県上田建設事務所管内
 - (5) 入札方法
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当する者であることとします。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
 - (2) 長野県の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。
 - (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
 - (4) 過去に同種の保守点検業務の履行実績を有する者であること。
 - (5) 長野県内に本社又は支店若しくは営業所を有する者であること。
- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先
上田市材木町1-2-6 長野県上田合同庁舎
長野県上田建設事務所 総務チーム
電話 0268 (25) 7161
- 4 入札手続等
 - (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成18年5月11日（木）午後1時30分
イ 場所 長野県上田合同庁舎 302・303号会議室
 - (3) 郵便入札の可否
郵便による入札は、受け付けません。
 - (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成18年4月28日（金）午後5時

までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書によります。

砂防チーム

公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第1項の規定により、松本市庄内3丁目4番21号西澤秀泰外3名から提出された住民監査請求について、同条第4項の規定により監査した結果を次のとおり通知したので、これを公表します。

平成18年4月17日

長野県監査委員 丸山勝司
同 樽川通子
同 東方久男

18監査第8号

平成18年(2006年)4月13日

(請求人) 様

長野県監査委員 丸山勝司
同 樽川通子
同 東方久男

長野県職員に関する措置請求に係る監査結果について
(通知)

平成18年2月17日付けで受理しました長野県職員に関する措置請求について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第4項の規定により監査したので、別紙のとおり結果を通知します。

(別紙)

長野県職員に関する措置請求の監査結果

第1 監査の請求

1 請求人

松本市庄内3丁目4番21号 西澤秀泰
諏訪郡下諏訪町社6992番地128 西 禎 康
松本市宮田21番29号 有田一男
大町市大町3590番地6 佐藤浩樹

2 請求書の提出

請求書の提出は、平成18年2月17日である。

3 請求の内容

提出された長野県職員措置請求書による請求の要旨は、次のとおりである(原文のまま)。

請求の要旨

長野県は、平成17年2月26日～平成17年3月5日迄の日程で開催された「2005年スペシャルオリンピックス冬季世界大会」の運営を行った特定非営利活動法人「2005年スペシャルオリンピックス冬季世界大会・長野」(以下「SONA」という。)に対して、大会期間及びその直前期間における各競技会場等の運営要員として、平成17年1月17日から順次多数の県職員を派遣したが、その派遣は研修派遣とし、長野県が派遣者の給与、手当、旅費等(以下「給与等」という。)を支出していた。

しかしながら、上記派遣は研修派遣とは名ばかりで、その実態はSONAの本来業務である大会運営等の業務に専ら従事させたものであり、地方公務員法並びに長野県の職員研修規定及び派遣要項に違反し、「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣に関する法律」を脱法する違法、不当な行為であるので、この間支払われた派遣職員に関する経費(給与等)を県の公金から支出するのは明らかに違法、不当である。

よって、監査委員は知事に対して、次のように勧告するよう求める。

「知事は研修派遣を命じた長野県知事田中康夫、研修派遣計画担当の長野県職員ら及び派遣先である特定非営利活動法人2005年スペシャルオリンピックス冬季世界大会・長野に対して、派遣支出相当額を長野県に返還するよう請求すること」

4 請求の受理

本件請求は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条所定の要件を具備しているものと認め、平成18年2月17日にこれを受理した。

5 請求人の証拠の提出及び陳述

平成18年3月28日、請求人に対して、法第242条第6項の規定により、新たな証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

請求人は、陳述において請求の趣旨の補足説明を行うとともに、事実証明書として平成17年(行ウ)第14号違法公金支出金返還請求事件の準備書面(1)、(2)を提出した。請求人の陳述の際、法第242条第7項の規定により、監査対象機関の職員を立ち会わせた。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

監査対象事項は、請求人の請求の要旨及び陳述の内容から判断して、2005年スペシャルオリンピックス冬季世界大会(以下「2005年SO世界大会」という。)の運営を支援することを研修目的として職員を派遣したことが違法・不当か否か、また、当該職員に給与、手当及び旅費を支給したことが違法・不当か否かとした。

2 監査対象機関

経営戦略局人財活用チームと社会部障害福祉課について監査を実施した。

3 監査対象機関の陳述

平成18年3月28日、監査対象機関の陳述を実施した。監査対象機関の陳述の際、法第242条第7項の規定により、請求人を立ち会わせた。

第3 監査の結果

監査対象事項は、請求人が主張する違法、不当なものではなく、本件請求には理由がない。

以下、事実関係の確認及び判断について述べる。

1 事実関係の確認

監査対象事項について、関係書類等の調査及び監査対象機関からの事情聴取を実施した結果、次の事項を確認した。

(1) 2005年SO世界大会の概要

ア 大会理念

2005年SO世界大会の大会理念は次のとおりである。

(7) 2005年SO世界大会は、アジアで最初に開催される世界大会であり、オリンピック、パラリンピック、スペシャルオリンピックスの3つのオリンピックが同一地域で開催される世界的に意義のある大会です。

(イ) 知的発達障害のあるアスリートが個々の目標と可能性に向かってベストを尽くす競技の舞台を多くの市民の積極的な参加により創りあげ、勇気、喜び、感動を分かち合い、「皆で集い、共に楽しむ」大会を目指します。

(ウ) スペシャルオリンピックスムーブメントを広げるとともに、スポーツを通じて平和で、障害、国籍等を超えた心のバリアフリーを世界に向けて発信し、誰にも開かれた人に優しい地域社会の創造を目指します。

イ 開催期間

平成17年2月26日(土)から3月5日(土)まで(8日間)

ウ 実施競技及びその会場

競技名	会場
アルペンスキー	志賀高原一の瀬ファミリースキー場(山ノ内町)
クロスカントリースキー	スノーハープ(白馬村)
スノーボード	いいづなりリゾートスキー場(牟礼村)
スノーシューイング	オリンピックスポーツパーク(野沢温泉村)
スピードスケート	エムウェーブ(長野市)
フィギュアスケート	ビッグハット(長野市)
フロアホッケー	ホワイトリング(長野市)

エ 参加国及び地域

84の国及び地域

オ 運営主体

(7) ライセンサー

スペシャルオリンピックス国際本部(以下「SOI」という。)

(イ) 主催

開催契約主体は、特定非営利活動法人2005年スペシャルオリンピックス冬季世界大会実行委員会(以下「GOC」という。)で、大会運営主体は、特定非営利活動法人2005年スペシャルオリンピックス冬季世界大会・長野(以下「SONA」という。)である。

(2) SONAの概要

ア 設立の経緯

平成15年6月28日にSOIとGOCの間で調印した2005年SO世界大会の大会協定によれば、日本国内での開催権はGOCが有することになっていた。しかしながら、大会運営業務のほとんどは長野で行わなければならないことから、GOCに代わり2005年SO世界大会の運営に責任を持つ組織として、平成16年7月7日、SONAが設立された。

イ 特定非営利活動に係る事業の内容

(7) 2005年SO世界大会等を組織し運営実行する事業

(イ) 2005年SO世界大会等を運営実行するための資金を調達するため、2005年SO世界大会等に賛同する企業団体の募集及び協賛金の調達を行う事業

(ウ) 知的発達障害、2005年SO世界大会等をテーマとしたPR及び広報事業

(エ) スペシャルオリンピックスムーブメントの推進

(オ) その他知的発達障害のある人々の自立、社会参加を促し、知的発達障害のある人々の成果や可能性を広く一般社会に周知するための事業

ウ 理事長及び所在地

(7) 理事長

安川英昭

(イ) 所在地

長野市若里6-7-17

エ GOCとSONAによる業務委託契約の締結

平成16年7月14日、2005年SO世界大会の開催権を有するGOCとその運営に責任を持つSONAの役割を明確にするため、GOCとSONAは、SOIの承認を得て業務委託契約を締結した。その契約内容は、GOCが大会運営業務のうち資金調達を除く業務を全面的にSONAに委託するもので、委託料は28億円であった。

オ 事務局体制

SONAは、長野オリンピック及び長野パラリンピックの運営主体の組織を参考として事務局の体制整備を進め、平成16年7月に発足した。事務局の職員は、多くの自治体及び民間企業・団体の職員を受け入れ、設立当初は54人、大会直前には130人であった。

カ SONAに対する県の支援

県は、SONAに対し、大会運営費として4億8,750万円の補助金を支出するとともに、事務局職員として、県と県警合わせて33人を派遣した。

また、大会時の運営体制を支援するため、平成17年1月17日から3月31日までの間、226人の職員(国際交流員、手話通訳者を含む。)を派遣した。

(3) 県職員の研修制度

地方公務員法(昭和25年法律第261号)第39条第2項の規定により、常勤の一般職の職員に対して実施する研修に関し

必要な事項は、職員の研修に関する規程（昭和46年長野県訓令第5号）で定めている。

同規程の別表において、国、他の地方公共団体、民間企業等へ職員を派遣し、知識及び技能の修得を目指す派遣研修という研修区分を設けており、同研修は、必要の都度、知事が別に定めるところにより実施し、研修生の指名は、別に定めるところによるものと規定されている。

(4) 2005年SO世界大会へ職員を派遣するに至った経緯

平成16年11月8日、SONAは、2005年SO世界大会を成功に導くため、長野県知事に対し、各会場で運営の中心となる業務（以下「大会運営業務」という。）や手話通訳業務を担当する支援職員217人（うち手話通訳業務を担当する支援職員は7人）の派遣を文書で依頼した。

大会運営業務とは、各会場での役員・選手等の案内・接遇、メディア対応、駐車場等での車両や観客の案内・誘導、各会場出入口・コース等における入出者管理、トーチランのサポート等である。

同様の要請は、競技会場の5市町村及び競技会場周辺各市町村に対しても行われ、SONAが派遣を要請した支援職員の総数は450人であった。要請先別の内訳は、長野県が217人、長野市が143人、山ノ内町が12人、白馬村が21人、牟礼村が13人、野沢温泉村が10人、競技会場の周辺市町村が34人で、派遣期間別の内訳は、30日以上（期間L）が140人、2週間程度（期間M）が258人、10日未満（期間S）が52人であった。

また、平成16年11月17日、SONAは、大会参加者が安心して滞在できるよう十分な語学サービスを提供するため、長野県総務部国際課長に対し、平成17年2月21日から3月6日までの期間のうち、業務に必要な期間を別途指定するとして上で国際交流員6名の派遣を文書で依頼した。

(5) 県からの職員派遣状況

ア 派遣の手続き、人数及び期間

県は、2005年SO世界大会が知的発達障害のあるアスリートが個々の目標と可能性に向かってベストを尽くす競技の舞台を多くの県民の積極的な参加により創りあげ、勇気、喜び、感動を分かち合うことを目指すものであり、知的障害者への県民の理解を促進するためにも積極的に支援していくことが必要であると考えたことから、SONAの要請を受け入れることとした。

平成16年12月28日、社会部長と経営戦略局長の連名で部局長に対し、部局別所属人員に基づき割当人数を指定した上で、大会運営業務を支援する210人の職員の選定を文書で依頼した。この依頼を受けて所属長は、支援職員の指名を行い、別記のとおり213人の職員を派遣した。

手話通訳業務への派遣については、平成17年1月24日、社会部障害福祉課長が、障害福祉課及び佐久・上小・上伊那・木曾・松本・北安曇地方事務所の厚生課に配置されている手話通訳業務嘱託員7人を、いずれも期間Sで、長野地区に4名、山ノ内地区に2名、白馬地区に1名派遣することを決めた。

国際交流員の派遣については、平成16年11月24日、総務部国際課長が、国際課及び上伊那・松本地方事務所の生活環境課に配置されている国際交流員6名を派遣することを

決めた。

イ 職員の派遣形態

大会運営業務を支援する職員213人は、職員の研修に関する規程第2条で定める、国、他の地方公共団体、民間企業等へ職員を派遣し、知識及び技能の修得を目指す派遣研修の一環として、研修目的の旅命命令票による職務命令により当時勤務していた所属に在籍したまま、出張の扱いで派遣された。

研修の実施の手続き及び研修生の指名者については、上記アで述べたとおりである。派遣期間が40日以内と短期であること、研修生の指名を所属長に委ねたことから、所属長の命令による各種研修会への参加と同様に、発令や辞令交付は行われなかった。

手話通訳業務嘱託員及び国際交流員は、手話通訳用務あるいは国際交流推進用務のための旅命命令票による職務命令として、出張の扱いで派遣された。

ウ 手話通訳業務嘱託員及び国際交流員の身分及び職務

社会部行政事務臨時嘱託員設置要綱では、手話通訳業務嘱託員の身分を地方公務員法第3条第3項の規定による特別職の非常勤の職員と、また、従事する職務を行政事務一般に係る手話通訳、所属長が特に必要と認める業務の手話通訳と規定している。

国際交流員の身分は、長野県国際交流員設置要領で地方公務員法第3条第3項の規定による特別職の非常勤の職員と、また、従事する職務は、招致外国青年就業規則で、国際交流関係事務の補助（外国語刊物等の編集・翻訳・監修、国際交流事業の企画・立案及び実施に当たっての協力・助言・外国からの訪問客の接遇、イベント等の際の通訳等）、地域の民間交流団体の事業活動に対する助言、参画等のほか、所属長が必要と認める職務と定められている。

エ 派遣職員への給与、手当及び旅費の支給

職員は職務命令による出張の扱いで派遣されたことから、職員への給与、手当及び旅費は、一般職の職員の給与に関する条例（昭和27年長野県条例第6号）、職員の給与の特例に関する条例（平成13年長野県条例第39号）、職員の給与に関する規則（昭和45年長野県人事委員会規則第2号）、一般職の職員の旅費に関する条例（昭和29年長野県条例第45号）及び一般職の職員の旅費に関する規則（昭和30年長野県人事委員会規則第1号）等の諸規定に基づき、当該職員が所属していた部署から支給された。

2 判断

地方公務員法第39条では、職員にはその勤務能率の発揮及び増進のために、研修を受ける機会が与えられなければならない、任命権者に研修を行うことを義務付けている。研修は、必ずしも直接に勤務能率の維持増進に役立つものに限られることはなく、たとえば、一般教養の研修のように、長期的に能率や見識の向上に役立つものも含まれる。また、同条の規定による研修は、任命権者が自ら主催して行う場合に限られず、他の機関に委託して行う場合を含むものと解されている。

このように、研修の種類は極めて多岐にわたるため、地方公共団体は、研修を必要とする事情、研修の目的、財政事情等に応じて適切な種類の研修を選択して実施することとなる。

そもそも2005年SO世界大会は、知的障害のある人たちの自律と社会参加を促進するとともに、スポーツを通じて平和で、

障害、国籍等を超えた心のバリアフリーを世界に向けて発信し、誰にも開かれた人に優しい地域社会の創造を目指す大会である。こうした大会に、運営を支援する職員として参加し経験を積むことは、障害者に対する理解を深めるまたとない機会であり、職員の勤務能率の維持増進を図る上で必要な研修であると認められる。

職員を研修に参加させる場合の身分の取扱いについては、研修を職務の一環として取り扱う方法、研修中の職務専念義務を免除する方法、研修期間中の職員を休職処分にする方法がある。以上の各方法のうち、いずれによるかは研修の内容と当該研修に対する県の評価によって定められるが、研修を行うことは任命権者の責務であり、また、研修の効果は必ずしも直ちには生じないが、長期的に県にとっても職員にとっても大きな資産となることにかんがみ、できる限り、職員の便宜を図ることが大切である。

2005年S O世界大会への派遣研修は、知事の意図に添った必要性の高い研修と認められ、派遣された職員が全世界から集まった選手のみならず、スタッフやボランティアの皆さんとともに円滑な大会運営に努め、大会の成功に寄与したことは、長野県にとっても職員にとっても大きな財産となることから、所属長の命令により職務の一環として研修に参加させたことは妥当な方法であると判断する。職務命令として派遣された以上、必要な手当及び旅費は当然に支給されなければならない。

前述のとおり、本件派遣研修は、地方公務員法及び職員の研修に関する規程に違反するものではなく、派遣された職員に対する給与、手当及び旅費の支給を違法とする理由は見出せない。

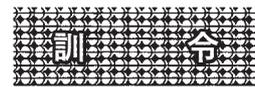
また、手話通訳業務のための派遣及び国際交流員の派遣は、いずれも所属長が必要と認めた職務の手話通訳あるいは国際交流関係事務に従事するためのものである。2005年S O世界大会の成功のために、同大会での手話通訳用務や国際交流推進用務を職務と認め、職員を出張させたことは現実的で合理的であったと判断されることから、派遣された職員に対する報酬や旅費の支給を違法とする理由は見出せない。

以上のことから、請求人の主張には理由がなく、本件請求は認められない。

(別記) 大会運営業務への派遣人数と派遣期間別内訳

派遣先地区名	期間別人数			合計
	L	M	S	
長野	61	59	10	130
山ノ内	1	13		14
白馬		12		12
牟礼	1	8	4	13
野沢温泉	2	21		23
東京	3	1		4
県内広域	4	4	9	17
合計	72	118	23	213

監査委員事務局



長野県訓令第1号

本庁内部部局

長野県法規審査委員会規程(昭和32年長野県訓令第1号)の一部を次のように改正します。

平成18年4月17日

長野県知事 田中康夫

第5条第2項中「課長又はチームリーダー」を「チームリーダー又は課長」に改め、同条第3項中「課長若しくはチームリーダー」を「チームリーダー若しくは課長」に改める。

第8条第1項中「課」を「チーム又は課」に改める。

別表第1中「ユマニテ・人間尊重課長 市町村課長 情報公開課長 厚生課長 医務課長 地球環境課長 産業政策課長 農政課長 林政課長 監理課長 建築管理課長 会計課長」を「ユマニテ・人間尊重チームリーダー 消防チームリーダー 市町村チームリーダー 情報公開・法規チームリーダー 福祉健康政策チームリーダー 医療チームリーダー 地球環境チームリーダー 産業政策チームリーダー 農業政策チームリーダー 林業振興チームリーダー 県土活用支援チームリーダー 建築まちづくりチームリーダー 会計チームリーダー」に改める。

別表第2中「企業局経営企画課」を「企業局経営企画チーム」に、「教育委員会事務局教育振興課」を「教育委員会事務局教育振興チーム」に改める。

情報公開・法規チーム